

川越市教育委員会第11回臨時会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 平成26年1月17日 午前10時
- 3 閉 会 平成26年1月17日 午前10時30分
- 4 出席委員 梶川牧子、長谷川 均、原田由美、長井良憲、伊藤 明
- 5 欠席委員 なし
- 6 委員長の職務を行った者 委員長梶川牧子
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長横田 隆、学校教育部長新保正俊、教育総務部参事兼地域教育支援課長芹沢雅一、教育総務部参事兼中央公民館長大嶋美紀夫、学校教育部副部長兼学校管理課長小林英二、教育総務課副課長松本陽介

8 前回会議録の承認

平成25年度第10回定例会会議録は現在調整中であり、次回会議において承認することになった。

9 議題及び議事の概要

日程第1議案第41号 川越市公民館使用条例施行規則の一部を改正する規則を定めることについて

参事兼中央公民館長

本議案は、平成25年川越市議会第5回定例会（12月議会）に上程した川越市公民館使用条例の一部改正に対する文化教育常任委員会での附帯決議を受け、その内容を具体化するために改正しようとするものである。なお、附帯決議の内容の要旨は、「登録団体の使用料徴収を目指すことについては、混乱をきたさぬよう努めること」、「登録団体のあり方を検討し、見直しを進めること」、「利用区分について不具合が生じないよう検討すること」、「公民館制度の変更があった場合、本委員会に速やかに報告すること」の四項目である。

改正の内容は、川越市公民館使用条例の一部改正に伴い、使用料の減免に関する規定を改正し使用料免除としていた公民館登録グループについて、五割相当の使用料の負担を求めようとするもので、施行期日を平成26年4月1日からとしようとするものである。

委 員

使用料の減免に関する規定の具体的な内容について伺いたい。

参事兼中央公民館長

現行の減免に関する規定は、第四条において社会教育関係団体を指す機関及び公民館登録グループを指す団体について免除することとしていたが、改正案では機関は引き続き免除とし、団体については7割を上限に減額としようとするものである。

また、川越市を除く他の公共団体又は公共的団体が社会教育法に定める公民館事業と同様な事業を行うこと以外の目的で使用する場合については、5割減額としていたところを7割を上限に減額しようとするものである。なお、7割を上限に減額としたのは、公民館使用料の改定に伴う激変緩和措置を3年間実施するため、各施設により異なる値上げ幅の大小に応じて減額できるようにしたものである。

委員

激変緩和措置の3年が経過すると減免はどうなるのか。

参事兼中央公民館長

激変緩和措置の期間が経過した以降の減額については、社会情勢等を勘案しながら判断していきたいと考えている。

委員

公民館登録グループのあり方の検討及び見直しの内容について伺いたい。

参事兼中央公民館長

公民館登録グループの活動目的を精査し、社会教育関係団体と認められるものは、改正案の第4条第1項第2号に規定する機関に移行させるものである。

委員

活動目的を精査した結果、引き続き公民館登録グループとなる場合は、新たに使用料が発生することとなるが、その様なグループはどの程度になるのか伺いたい。

参事兼中央公民館長

公民館登録グループ数は各公民館により異なるが、中央公民館では50グループあり社会教育関係団体に移行できるのは2グループ、引き続き公民館登録グループとなるのは48グループである。各公民館においても平均して95%は引き続き公民館登録グループとなるものと思われる。

委員

社会教育関係団体と見なすための定義は明確になっているのか。

参事兼中央公民館長

活動内容として市民を対象とした講習会を開催することなどを定義している。

委員

今回の使用料の値上げにあたっては、市民が利用しやすく魅力ある公民館となるための取組を併せて行っていただくようお願いしたい。

委員

部屋の予約申込みの際に、予約のできるコマ数の変更について伺いたい。

参事兼中央公民館長

部屋の予約申込みの際には、部屋ごと貸出区分ごとを1コマとして、多くの方に利用してもらえるよう予約できるコマ数の上限を設定しているが、今回の条例改正に伴い予約のできるコマ数の上限を変更しようとするものである。具体的には、使

用月の2か月前の月の1日から25日までの抽選申込期間については、予約コマ数を3コマから4コマに、使用月の1か月前の月の1日から7日までの先着申込期間については、予約コマ数を4コマから6コマにそれぞれ増やすものである。

委員

本規則の改正の内容については、市民に対してどの様に周知するのか伺いたい。

参事兼中央公民館長

1月23日開催予定の公民館運営審議会に報告し、その後、各公民館で利用団体への説明を行う予定である。

委員

広報川越や市ホームページでの周知は考えているのか。

参事兼中央公民館長

1月25日発行の広報川越及び市ホームページで周知する予定である。

委員

変更する理由については周知しないのか。

参事兼中央公民館長

広報川越や市ホームページでは掲載できる文字数の制限があるため変更の理由を含めて周知することは難しいが、各公民館で実施する利用団体への説明会等で対応していきたいと考えている。

教育総務部長

今回の使用料改定により、来年度は激変緩和措置後の試算で300万円程度の増収になるものと思われる。公民館使用料は特定財源として公民館の運営のために使用することになっており、増収分については老朽化した施設の修繕や備品整備等に使用していくことで、市民の皆様の理解を頂ければと考えている。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第2議案第42号 学校教職員管理職人事について

(非公開)

10 その他

- (1) 書記長欠席のため、教育長の推薦を受け臨時の書記長に教育総務課副課長松本陽介が任命された。
- (2) 議事に先立ち委員長から、議案第42号は人事に関する情報であることから同議案審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席委員がこの動議に賛成し当該議案については非公開として取扱うこととし、関係理事者（教育総務部長、学校教育部長、学校教育部副部長）による審議とすることに決定した。
- (3) 会議録署名委員として、長谷川委員長職務代理者、長井委員が指名された。